

**令和 8 年度
企業の大卒者等若者人材の確保を
促進するための勉強会に係る業務**

業務仕様書

令和 8 年 2 月

岩手県

令和8年度企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための 勉強会に係る業務仕様書

1 趣旨

県内企業の大卒者等若者人材確保のため、採用活動上の諸課題を解決し、求職者の採用前から採用後までの事業主に対するアプローチを一元的に行うため、各種セミナーや伴走型支援を実施するもの。

また、県内企業と高等学校教員の情報共有を目的とした意見交換会を実施することで、お互いの状況の相互理解を深め、それぞれの活動を改善する機会を創出する足掛かりとするもの。

2 業務内容

(1) 業務

本業務の範囲は次のとおりとする。

ア 企業向けセミナー

県内企業の採用力向上を目的とした講義及び実践演習等を実施すること。

なお、実施内容等については、事前に県と協議すること。

(ア) 具体的な内容

① 講義及び実践演習を実施すること。

(講義及び演習内容例)

- ・ HP・パンフレットなどの採用ツールのブラッシュアップやSNSの活用、パワーポイントを利用した会社PRの手法
- ・ 社員が活躍できる企業であることを効果的に発信するための手法
- ・ 企業の経営規模や業種、地域などにより、就活生が抱くアンコンシャスバイアスの解消に向けた情報発信の手法
- ・ 各採用ターゲット（県外UIターン者、県内学生、女子学生、第二新卒者等）に向けた実践プレゼン演習、座談会形式による改善点等のフィードバックによる採用活動の見直し
- ・ 専門家による企業の採用活動における困りごと解消のための助言や解決事例の紹介

② 後述「ウ 企業への伴走型支援」の事例紹介を行うこと。

(イ) 参加対象

県内企業の経営者、採用担当者

(ウ) 開催方法

実施方法は対面開催、オンライン開催いずれでも構わない。

(エ) 実施回数及び参加予定目標数

実施回数：10回（各回2～3時間程度、形式：座学5回、実践5回）

参加目標数：（企業）各回30社×10回＝300社以上

（オ） 特記事項

原則、実施したセミナーはアーカイブ配信を行うことによって、県内企業に広く講義内容を周知するよう努めること。

また、県で実施する「県内企業インターンシップ等促進事業」、「働き方実践企業フォローアップ事業」及び「岩手県物価高騰対策賃上げ支援金」等その他関連事業と連携して実施することによって、他事業との相乗効果を図ること。

イ 企業と教員の意見交換会

県内企業の業績・企業活動状況の周知をはじめ、採用活動や学校現場の進路指導で苦慮している点などをグループ形式で共有し、県内企業と進路指導教員等の相互理解を深め、県内企業の採用活動への足掛かりとするもの。

なお、実施内容等については、事前に県と協議すること。

（ア） 具体的な内容

① 意見交換会

（i） 冒頭に県内企業を取り巻く雇用情勢や、高等学校の就職活動の動向など採用活動に関する説明を行うこと。

（ii） 企業と教員にとって関心の高いテーマを設定し意見交換を行うこと（1グループ4～5名程度×8～10組程度）。

（意見交換のテーマ例）

- ・ 事前アンケートによる企業の採用活動や学校の進路指導における課題
- ・ 企業説明会やインターンシップなどの高等学校と連携した取組に係る要望や確認事項

② 県内企業の採用活動と高等学校の進路指導に有用なセミナーを行うこと
講師及び内容を協議し、参加者に対してセミナーによる情報提供を行うこと。

（イ） 参加対象

県内企業の採用担当者、高等学校の進路指導担当教員

（ウ） 開催方法及び場所

開催方法は原則対面形式とし、盛岡地域で開催すること。

（エ） 実施回数及び参加予定目標数

実施回数：1回（2～3時間程度）

参加目標数：（企業）20社以上、（学校）15校以上

（オ） 特記事項

岩手県高等学校教育研究会進路指導部会（就職専門部会）と共同で開催する

こととし、関係部署と連絡・調整を行うこと。

ウ 企業への伴走型支援

前述「ア 企業向けセミナー」参加企業のうち、支援を希望する企業に対して、採用体制や採用方法の改善といった専門家による個別支援を実施するもの。

なお、実施内容等については、事前に県と協議すること。

(ア) 具体的な内容

- ① 専門家によるヒアリングを基にした個別支援プログラムの実施すること。
- ② 県内企業の個別課題解決に向けたプロセス及び手法等の普及のため、前述「ア 企業向けセミナー」等において支援企業の事例紹介をすること。

(イ) 参加対象

県内企業（前述「ア 企業向けセミナー」参加企業のうち個別支援を希望する企業等）

(ウ) 開催方法

実施方法は対面実施、オンライン実施いずれでも構わない。

(エ) 実施回数及び参加予定目標数

実施回数：20回（支援企業数10社×2回）

参加目標数：（企業）10社以上

(オ) 特記事項

支援企業の事例紹介は、前述「ア 企業向けセミナー」で行うほか、HPでの情報公開や企業向けリーフレットの配布等によって広く周知に努めること。

(2) 本事業の運営・管理について

本業務に関する広報、参加企業及び教員の募集、講師、参加企業及び教員との連絡調整、会場の手配、資料の作成、当日の運営等の一切の事務を行うこと。

ただし、周知するためのチラシ等の広報物や配布する資料の内容等については、事前に県と協議し、承認を得ること。その際、県からの変更等の意思表示があった場合は追加・修正等を行うこと。

(3) 講師

本業務の目的を達成するために必要な知見・能力・経験を有する者とする。講師の選定に関して県から指示がある場合にはこれに従うこと。

(4) その他の業務の範囲

県内企業及び高等学校等の関係団体との事前調整、企業の選定や事前調整、当日資料作成、当日運営、事後アンケートの実施、参加人数の報告、アンケート結果の分析及び県への事業実施の報告を行うこと。

(5) 事後アンケート調査

ア 講座終了後、参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析して報告すること。

イ 設問項目は事前に県と協議すること。

(6) 雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）活用事業における業務

ア 参加企業に対する当該プロジェクトの概要周知

参加企業に対して、当該プロジェクトの概要（目的等）を周知すること。

イ 採用状況に関する追跡調査（当該プロジェクトの成果調査）

参加企業における採用状況に関するアンケート調査を2回実施（令和8年11月及び令和9年3月時点）し、その結果を報告すること。また、調査回答率を高めるための必要な対策を講ずること。なお、設問項目は県が別途指示するものとする。

3 就職支援機関との連携

本事業の参加者に対して、県及びその他の機関（以下「就職支援機関」という。）が実施する就職支援施策を紹介する等、就職支援機関と積極的な連携を図ること。

4 成果物

業務報告書として、紙媒体2部及び電子ファイルを提出すること。

※ 電子ファイルは、Portable Document Format®形式で提出すること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることができる。

また、業務報告書の内容は、セミナー等の結果を取りまとめた報告書とすること。

(1) 参加者名簿（企業名・学校名が記載されているもの）

(2) 事後のアンケート結果及び分析結果

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行に著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知

しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間の協議のうえ定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の都合により変更、修正を求める場合があること。

イ 本事業は、「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となるため、上記2(1)に記載する各業務について、事業実績及び経費を明確にし、業務毎での経理を行うとともに「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」に留意して実施すること。

6 実績報告

県が業務の進捗状況等に関して中間報告を求めた場合は、その都度報告すること。

(参考)

本業務は雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を活用して実施する。

当該プロジェクトの成果対象分野：ものづくり・IT分野

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、乙自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(仮名加工情報の安全管理措置)

第 17 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 16 までの規定は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 19 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 20 乙は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別する

ために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 21 乙は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

様式（別記「個人情報取扱特記事項」第3関係）

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事（公所長） あて

受注者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和8年度企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための勉強会に係る業務委託契約について、委託契約書第23条の規定により、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

| | |
|------|--|
| 業務名 | |
| 委託場所 | |

| | 氏 名 |
|-----------|-----|
| 個人情報管理責任者 | |
| 業務従事者 | |